



島根県報

平成20年 2月15日 (金)
第 1,957 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
平成19年度第4次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
救急病院の指定	(医 療 対 策 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更	(")	3
保安林予定森林(4件)	(森 林 整 備 課)	3
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建 築 住 宅 課)	11

公 告

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都 市 計 画 課)	12
-----------------------	-------------	----

正 誤

平成19年12月18日付け島根県報第1,941号中	(森 林 整 備 課)	12
---------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第102号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成20年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
有限会社加納石油店	加納仁司	島根県松江市美保関町森山726番地 - 1	平成19年12月31日
しまべい貝印石油株式会社	樋野雅弘	島根県松江市東朝日町123番地 7	平成19年12月31日

島根県告示第103号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第118条の規定に基づき、平成19年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成20年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 採用する自衛官
男性のみ 2等海士 若干名
- 募集期間

平成20年2月15日(金)から平成20年2月26日(火)まで

3 試験期日

平成20年3月1日(土)

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142-1(電話0853(21)1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成20年3月下旬又は4月上旬

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第104号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年2月15日

島根県知事 溝口善兵衛

名 称	所 在 地	認 定 期 間
松江市立病院	松江市乃白町32番地1	平成20年2月1日から 平成23年1月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
松江記念病院	松江市上乃木3丁目4番1号	
総合病院松江生協病院	松江市西津田8丁目8番8号	
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地1	
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	
島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	
大田市立病院	大田市大田町吉永1428の3	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016番地37	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	

島根県告示第105号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 2 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
ウェルネス薬局大塚店	出雲市大塚町750 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 2 月 1 日
サンアイリス薬局平田店	出雲市平田町2164 - 4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 2 月 1 日

島根県告示第106号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第69条第 2 号の規定により告示する。

平成20年 2 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関				自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称		所 在 地			
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後		
島根県立湖陵病院	島根県立こころの医療センター	出雲市湖陵町大池 240	出雲市下古志町1574 - 4	精神通院医療	平成20年 2 月 1 日

島根県告示第107号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市大塚町字八脇谷2745 - 1、2746、2747、2747 - 1、2748、字古老美ヶ峰2749、字尽シ谷2751、字白間谷2752、字尽シ谷2753

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第108号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字井ノ子563 - 1、565 - 2、573 - 2、574 - 1、593 - 1、1108 - 1、1109、1110 - 1、1110 - 2、1112 - 1、1113 - 1、字中山1124から1126まで、1128、1129 - 1、1130 - 2、字宮ノ前633、635、637 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第109号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字草田398、字小谷459、462、字廻ノ空1053、1054 - 2、1056、1057 - 1、1058 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第110号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町福光口246 - 1、口248 - 2、口248 - 4、口250 - 1、口251、口252、口316、口317

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

青原A、青原B、青原C、青原D、青原E、青原F、青原G、青原H、青原I、青原J、青原K、青原L、青原M、青原N、青原O、青原P、青原Q、青原R、青原S、青原T、上城A、上城B、上城C、朝日A、朝日B、朝日C、朝日D、朝日E、朝日F、朝日G、旭ヶ丘、足尾A、足尾B、足尾C、天津谷A、天津谷B、天津谷C、天津谷D、天津谷E、天津谷F、伊木A、伊木B、伊木C、伊木D、伊木E、伊木F、伊木G、伊木H、伊木I、伊木J、伊木K、伊木L、伊木M、伊木N、伊木O、伊木P、伊木Q、伊木R、市木小学校、市の瀬A、市の瀬B、稲代A、稲代B、稲代C、稲代D、稲代E、稲代F、稲代G、稲代H、稲代I、稲代J、稲代K、稲代L、稲代M、稲代N、今田A、今田B、今田C、今田D、今田E、今田F、今田G、今田H、今田I、今田J、今田K、今田L、今田M、今福小学校、入野A、入野B、入野C、入野D、岩畳A、岩畳B、岩畳C、岩畳D、岩地谷A、岩地谷B、岩地谷C、岩地谷D、岩地谷E、岩地谷F、岩地谷G、岩地谷H、岩地谷I、岩塚A、岩塚B、岩塚C、岩塚D、植松A、植松B、植松C、植松D、植松E、植松F、植松G、植松H、植松I、宇栗A、宇栗B、宇栗C、宇栗D、宇栗E、宇栗F、宇栗G、後谷A、後谷B、後谷C、後谷D、後谷E、後谷F、後谷G、後山A、後山B、後山C、後山D、後山E、後山F、内ヶ原A、内ヶ原B、内ヶ原C、内ヶ原D、内ヶ原E、宇津井入野A、宇津井入野B、追原郷A、追原郷B、大石谷A、大石谷B、大石谷C、大石谷D、大井谷A、大井谷B、大井谷C、大井谷D、大坪A、大坪B、大坪C、大坪D、大坪E、大坪F、大坪G、大坪H、大坪I、大坪J、大坪K、大坪L、大元A、大元B、大元C、大元D、大元E、大元F、大元G、大元H、大元I、大元J、大元K、大元L、大元M、小国郷A、小国郷B、小国郷C、小国郷D、小国郷E、小国郷F、小国郷G、小国郷H、小国郷I、小坂A、小坂B、小坂C、小坂D、小坂E、小坂F、小坂I、小坂J、小坂K、小坂L、小坂畑A、小坂畑B、小

坂畑C、小笹A、小笹B、小笹C、越沢A、越沢B、越沢C、越沢D、越沢E、越沢F、越沢G、越沢H、越沢I、越沢J、乙明A、乙明B、乙明C、乙明D、小場田A、小場田B、小場田C、小場田D、小場田E、貝崎A、貝崎B、貝崎C、貝崎D、貝崎E、貝崎F、加古屋A、加古屋B、加古屋C、加古屋D、加古屋E、柏尾谷A、柏尾谷B、柏尾谷C、柏間屋、門田A、門田B、門田C、門田D、門田E、門田F、門田G、門田H、門田I、門田J、門田K、門田L、金岡A、金岡B、金岡C、金岡D、金岡E、金岡F、金岡G、金岡H、金岡I、金城中学校A、金城中学校B、金田A、金田B、金田C、金田D、金田E、金田F、金田G、金田H、金田I、金田J、上来尾A、上来尾B、上来尾C、上来尾D、上組A、上組B、上組C、上組D、上組E、上組F、上組G、上組H、上組I、上組J、上組K、上組L、上組M、上組N、上組O、上来原、上来原大谷A、上来原大谷B、上来原大谷C、上来原大谷D、上来原大谷E、上重富A、上重富B、上重富C、上重富D、上重富E、上重富F、上重富G、上重富H、上重富I、上重富J、上重富K、上重富L、上田ノ原A、上田ノ原B、上田ノ原C、上田ノ原D、上田ノ原E、上田ノ原F、上田ノ原G、上田ノ原H、上長屋A、上長屋B、上長屋C、上長屋D、上長屋E、上長屋F、上長屋G、上長屋H、上長屋I、上長屋J、上長屋K、上の谷A、上の谷B、上の谷C、上の谷D、上の谷E、上の谷F、上の谷G、上の谷H、上の谷I、上の谷J、上の谷K、上本郷A、上本郷B、上本郷C、上本郷D、上本郷E、上本郷F、上本郷G、上和田A、上和田B、上和田C、上和田D、上和田E、上和田F、亀谷原、木田1A、木田1B、木田1C、木田2上、木田2下A、木田2下B、木田3A、木田3B、木田3C、木田3D、木田3E、木田3F、木田3G、木田4A、木田4B、木田4C、木田4D、木田4E、木田4F、木田4G、木田4H、木田5A、木田5B、木田5C、木田5D、木田6A、木田6B、木田6C、木田7A、木田7B、木田7C、木田7D、木田8A、木田8B、木田一区1、来尾、木田三区1、木田四区1、旧今福中学校、旧雲城中学校、久佐川A、久佐川B、久佐川C、久佐川D、久佐川E、久佐川F、久佐郷A、久佐郷B、久佐郷C、久佐郷D、草野谷A、草野谷B、草野谷C、草野谷D、草野谷E、草野谷F、草野谷G、草野谷H、草野谷I、草野谷J、熊ノ山A、熊ノ山B、熊ノ山C、熊ノ山D、高坂谷A、高坂谷B、高坂谷C、高坂谷D、高坂谷E、高坂谷F、高坂谷G、高坂谷H、高坂谷I、河内屋、小熊A、小熊B、小熊C、越木下A、越木下B、越木下C、五十石、小角A、小角B、小角C、小角D、小瀬原A、小瀬原B、小瀬原C、小谷城A、小谷城B、小谷城C、小谷城D、小谷城E、小原谷A、小原谷B、小原谷C、小原谷D、小原谷E、小原谷F、小原谷G、小原谷H、小原谷I、小原谷J、小原谷K、小原谷L、小原谷M、小原谷N、小松木A、小松木B、小松木C、小松木D、小松木E、小松木F、栄A、栄B、栄C、栄D、栄E、栄F、栄G、栄H、栄I、栄J、栄K、三栄A、三栄B、三栄C、三栄E、三栄F、三栄H、三栄I、三栄J、三栄K、三栄L、三栄M、三栄N、三栄O、三栄P、四ノ戸A、四ノ戸B、四ノ戸C、四ノ戸D、四ノ戸E、四ノ戸F、四ノ戸G、四ノ戸H、下赤谷A、下赤谷C、下赤谷D、下赤谷E、下赤谷F、下久佐A、下久佐B、下久佐C、下重富A、下重富B、下重富C、下重富D、下重富E、下重富F、下重富G、下城A、下城B、下谷A、下谷B、下谷C、下谷D、下谷E、下谷F、下谷G、下谷H、下田野原、下長屋A、下長屋B、下長屋C、下長屋D、下長屋E、下長屋F、下長屋G、下ノ原A、下ノ原B、下ノ原C、下ノ原D、下ノ原E、下ノ原F、下本郷A、下本郷B、下本郷C、下本郷D、下和田A、下和田B、下和田C、下和田D、下和田E、下和田F、下和田G、浄光寺谷A、浄光寺谷B、浄光寺谷C、浄光寺谷D、浄光寺谷E、白角A、白角B、白角C、白角D、白角E、白角F、白角G、新開A、新開B、新生A、新生B、新生C、新生D、新生E、新生F、新生G、新屋、菅沢A、菅沢B、大斉A、大斉B、大斉C、大斉D、大斉E、大斉F、大斉G、高内、高杉谷、竹岡、谷A、谷B、谷C、谷D、谷E、谷上A、谷仲三A、谷仲三B、田野原、田ノ原A、田ノ原B、田ノ原C、田ノ原D、田ノ原E、田ノ原F、玉枝1、塚の元A、塚の元B、塚の元C、塚の元D、塚の元E、都川1A、都川1B、都川1C、都川1D、都川2、都川3、都川4A、都川4B、都川4C、都川4D、都川4E、都川5、都川6A、都川6B、都川7、都川三区、都川四区A、都川四区B、都川四区C、都川五区A、都川五区B、都川五区C、都川五区D、都川五区E、都川五区F、都川五区G、寺、寺組A、寺組B、寺組C、寺組D、寺組E、寺廻A、寺廻B、寺廻C、寺廻D、戸川A、戸川B、戸川C、戸川D、戸川E、戸川F、戸川G、徳田上A、徳田上B、徳田下A、徳田下B、徳田中A、徳田中B、徳田中C、徳田中D、栃木A、栃木B、栃木C、栃木D、栃木E、戸地谷、十通りA、十通りB、十通りC、十通りD、十通りE、内藤、中来尾C、中来

尾D、中来尾E、中来尾F、中来尾G、中来尾H、中来尾I、中来尾J、中倉A、中倉B、中郷、中郡A、中郡B、長田、長田郷A、長田郷B、長田郷C、長田郷D、長田郷E、長田郷F、中原、中本郷A、中本郷B、中本郷C、中本郷D、中本郷E、中本郷F、中本郷G、仲三A、仲三B、仲三C、仲三D、仲三E、仲三F、仲三G、仲三H、仲三I、仲三J、仲三K、仲三L、仲三M、仲三N、仲三O、仲三P、仲三Q、新井屋原A、新井屋原B、新井屋原C、西A、西B、西C、西D、西E、西F、西G、西H、西I、西J、西K、西L、西M、西N、西O、西P、西Q、西R、西S、西T、西川、西河内A、西河内B、西河内C、西河内D、西河内E、西河内F、西河内G、西河内H、西谷上A、西谷上B、西谷上C、西谷上D、西谷上E、西ノ郷A、西ノ郷B、西ノ郷C、西ノ郷D、西ノ郷E、西ノ郷F、西ノ郷G、西ノ郷H、西ノ郷I、西ノ郷J、新原A、新原B、新原C、新原D、新原E、新原F、新原G、野坂1、野坂上A、野坂上B、野坂上C、野坂上D、野坂上E、野坂上F、野坂上G、野坂上H、野坂下A、野坂下B、野坂下C、野坂下D、野坂下E、野坂下F、野坂下G、野坂下H、野坂下I、野坂下J、登り谷A、登り谷B、登り谷C、登り谷D、畑喰谷B、畑喰谷C、畑喰谷E、畑喰谷F、畑喰谷G、畑喰谷H、畑田原A、畑田原B、畑田原C、畑田原D、畑田原E、馬場A、馬場B、馬場C、馬場D、馬場E、馬場F、早水A、早水B、早水C、早水D、早水E、東A、東B、東C、東D、東E、東F、東G、東H、東I、東J、東K、東下久佐A、東下久佐B、東下久佐C、東下久佐D、東下久佐E、東下久佐F、東下久佐G、東下久佐H、東下久佐I、東谷上、東谷下、日高A、日高B、日高C、日高D、日高E、日高F、日高G、日高H、日高I、日高J、日高K、日高L、日南A、日南B、日南C、日南D、日南E、日南F、日南G、日南H、日南I、平松A、平松B、平松C、深笹上A、深笹上B、深笹上C、深笹上D、深笹下A、深笹下B、深笹下C、福原A、福原B、福原C、福原D、福原E、福原F、福屋A、福屋B、二夕村A、二夕村B、二夕村C、二夕村D、二夕村E、二夕村F、二夕村G、二夕村H、二夕村I、二夕村J、程原上A、程原上B、程原上C、程原上D、程原上E、程原下A、程原下C、程原下D、程原下E、程原下F、本郷下A、本郷下B、本郷下C、本郷下D、本郷下E、本郷下F、本郷下G、本郷下H、丸原町A、丸原町B、御神本A、御神本B、御神本C、御神本D、御神本E、御神本F、御神本G、御神本H、御神本I、三里A、三里B、三里C、三里D、三里E、三里F、三里G、三里H、三里I、三里J、三里K、水上谷A、水上谷B、水上谷C、水上谷D、水上谷E、水上谷F、水上谷G、水上谷H、皆合A、皆合B、皆合C、皆合D、皆合E、美又A、美又B、美又C、美又小学校、宮組A、宮組B、宮組C、宮ノ地、向井、元小笹A、元小笹B、元谷A、元谷B、元谷C、元谷D、元谷E、元谷F、元谷G、元谷H、元谷I、元谷J、元谷K、森下、森田、森谷A、森谷B、森谷C、森谷D、森谷E、森谷F、森谷G、森谷H、森谷I、森谷J、森谷K、森谷L、薬師寺、八ツ木A、八ツ木B、八ツ木C、八ツ木D、柳A、柳B、柳C、柳上、山賀A、山賀B、山根原A、山根原B、山根原C、山根原D、山ノ内上A、山ノ内上B、山ノ内上C、山ノ内上D、山ノ内上E、山ノ内上F、山ノ内上G、山ノ内下A、山ノ内下B、山ノ内下C、山ノ内下D、山ノ内下E、山ノ内下F、山ノ内下G、柚根A、柚根B、柚根C、柚根D、柚根E、柚根F、柚根G、柚根H、柚根I、柚根J、横谷A、横谷B、横谷C、横谷D、横谷E、横谷F、横谷G、神代屋A、神代屋B、神代屋C、神代屋D、神代屋E、神代屋F、神代屋G、吉田、吉留A、吉留B、吉留C、吉留D、吉留E、吉留F、吉留G、吉留H、吉留I、吉留J、六歩谷A、六歩谷B、六歩谷C、六歩谷D、六歩谷E、六歩谷F、六歩谷G、六歩谷H、六歩谷I、六歩谷J、若生A、若生B、若生C、若生D、若生E、若生F、若生G、若生H、若生I、若生J、若林A、若林B、若林C、若林D、若林E、弋手原A、弋手原B

イ 土石流

青原A、青原川右支溪A、青原川右支溪B、青原川右支溪C、青原川左支溪、赤谷川、赤谷川A、赤谷川B、赤谷川左支川、赤見滝谷、上城川右支溪、上城川左支溪A、上城川左支溪B、朝日、芦谷川、芦谷川左支溪A、芦谷川左支溪B、芦谷川左支溪C、阿妻溢、有ノ木谷川、市木大石谷川、市木大石谷川右支溪、市木谷川、一ノ谷、稲代川右支溪A、稲代川右支溪C、稲代川右支溪D、稲代川左支溪A、稲代川左支溪B、稲代川左支溪C、稲代川左支溪D、稲代川左支溪E、稲代川左支溪F、稲代川左支溪G、稲代川左支溪H、入野、入野川右支溪A、入野川左支溪A、入野川左支溪C、入野川左支溪D、岩倉谷川右支溪A、岩倉谷川右支溪B、岩地谷A、植松、宇栗A、宇栗B、宇栗D、内ヶ原A、内ヶ原B、内ヶ原C、梅ノ木溢、梅の木川A、梅の木川B、敬川右支流右支溪A、敬川

右支流右支溪B、漆谷川A、漆谷川C、永昌寺背戸、追原川右支溪A、追原川右支溪B、追原川右支溪C、追原川右支溪D、追原川右支溪E、追原川右支溪F、追原川左支溪B、追原川左支溪C、追原川左支溪D、大井谷川、大井谷川右支溪A、大井谷川右支溪B、大井谷川右支溪D、大井谷川右支溪F、大井谷川右支溪G、大井谷川左支溪A、大井谷川左支溪B、大井谷川左支溪C、大井谷川左支溪D、大井谷川左支溪E、大潰谷川、大坪川A、大坪川B、大坪川C、大坪川D、大坪川E、大歳谷川、大西、大畑谷川、大畑谷川支溪、大元B、大元C、奥平下、小国川右支溪A、小国川右支溪B、小国川右支溪C、小国川右支溪D、小国川右支溪G、小国川右支溪H、小国川右支溪I、小国川右支溪J、小国川右支溪K、小国川右支溪L、小国川右支溪M、小国川右支溪N、小国川右支溪O、小国川右支溪P、小国川左支溪A、小国川左支溪B、小国川左支溪C、小国川左支溪D、小国川左支溪E、小国川左支溪F、小国川左支溪G、小国川左支溪H、小国川左支溪J、小国川左支溪K、小国川左支溪L、小国川左支流A、小国川左支流B、小国川左支流C、小国川左支流D、小国川左支流E、小国川左支流F、小国川左支流右支溪A、小国川左支流右支溪B、小国川左支流右支溪C、小国川左支流右支溪D、小国川左支流左支溪A、小国川左支流左支溪B、小坂A、小坂B、小坂C、小坂川右支溪A、小坂川右支溪B、小坂川右支溪C、小坂川右支溪D、小坂川右支溪E、小坂川左支溪A、小坂川左支溪B、小坂川左支溪C、押入川、落し谷川、落し谷川右支溪A、落し谷川右支溪B、落し谷川右支溪C、落し谷川右支溪D、恩谷川A、恩谷川B、恩谷川C、恩谷川D、恩谷川左支溪A、恩谷川左支溪B、恩谷迫、加賀羅、家古屋、家古屋川右支溪A、家古屋川右支溪B、家古屋川右支溪C、家古屋川右支溪D、家古屋川右支溪E、家古屋川右支溪F、家古屋川右支溪H、家古屋川右支溪I、家古屋川右支溪J、家古屋川右支溪K、家古屋川左支溪A、家古屋川左支溪B、家古屋川左支溪C、家古屋川左支溪D、家古屋川左支溪E、家古屋川左支溪F、家古屋川左支溪I、笠松谷川、門田川右支溪A、門田川右支溪B、門田川右支溪C、門田川左支溪A、門田川左支溪D、門田川左支溪E、門田川左支溪F、賀戸屋川、金田川、金田川右支溪A、金田川右支溪B、金田川右支溪D、金田川右支溪E、金田川右支溪F、金田川右支溪G、金田川左支溪A、金田川左支溪B、金田川左支溪C、金田川左支溪D、金田川左支溪E、上組A、上組B、上来原川A、上来原川B、上来原川右支溪A、上来原川右支溪B、上来原川左支溪、神代屋浴、上長屋、上畑喰谷川、上畑喰谷川左支溪、上和田A、上和田B、上和田C、木田6、来尾川、来尾川右支溪A、来尾川右支溪B、来尾川右支溪C、来尾川右支溪D、来尾川右支溪E、来尾川右支溪F、来尾川右支溪G、来尾川右支溪H、来尾川右支溪I、来尾川右支溪J、来尾川左支溪A、来尾川左支溪B、来尾川左支溪C、来尾川左支溪D、来尾川左支溪E、来尾川左支溪F、木田川右支溪A、木田川右支溪B、木田川右支溪C、木田川右支溪E、木田川右支溪F、木田川左支溪A、木田川左支溪C、木田川左支溪D、木田川左支溪E、木田川左支溪F、木田川左支溪G、北田川左支溪、木都賀谷川右支溪A、木都賀谷川右支溪B、木都賀谷川右支溪C、木都賀谷川右支溪D、木都賀谷川左支溪A、木都賀谷川左支溪B、木都賀谷川左支溪C、木都賀谷川左支溪D、木都賀谷川左支溪E、木都賀谷川左支溪F、木都賀谷川左支溪I、木都賀谷川左支溪J、木戸川A、木戸川B、木戸川C、木戸川D、木戸川右支溪A、木戸川右支溪B、木戸川左支溪A、木戸川左支溪B、木戸川左支溪C、木戸川左支溪D、木戸川左支溪E、京徳原、久佐川右支溪A、久佐川右支溪B、久佐川右支溪C、久佐川右支溪D、久佐川右支溪E、久佐川右支溪F、久佐川右支溪G、久佐川右支溪I、久佐川左支溪A、久佐川左支溪B、久佐川左支溪C、久佐川左支溪D、久佐川左支溪E、久佐川左支溪G、久佐川左支溪H、久佐川左支溪I、久佐川左支溪J、久佐川左支溪K、草ノ谷、高下奥A、高下奥B、高下奥C、高良谷川左支溪A、高良谷川左支溪B、高良谷川左支溪D、コウ口谷、子黒目谷川右支溪A、子黒目谷川右支溪B、子黒目谷川左支溪A、子黒目谷川左支溪B、子黒目谷川左支溪D、小角川右支溪A、小角川右支溪B、小角川右支溪C、小角川右支溪D、小角川左支溪A、小角川左支溪B、小角川左支溪C、小谷川、小谷城川A、小谷城川B、小谷城川右支溪A、小谷城川右支溪B、小谷城川右支溪C、小谷城川左支溪A、小谷城川左支溪B、小谷城川左支溪C、小原谷川右支溪A、小原谷川右支溪流右支溪A、小原谷川右支溪流右支溪B、小原谷川右支溪流右支溪C、小原谷川左支溪A、小原谷川左支溪B、小原谷川左支溪C、小原谷川左支溪D、小原谷川左支溪E、栄A、栄C、栄D、栄E、坂谷奥、酒谷川左支溪、坂本川右支溪A、坂本川右支溪B、坂本川右支溪C、坂本川左支溪A、坂本川左支溪B、坂本川左支溪C、坂本川左支溪D、坂本川左支溪E、坂本川左支溪F、坂本川左支溪G、坂本川左支溪H、坂本川左支流、坂本川左支流左支溪A、坂本川左支流左支溪B、坂本川左支流左支溪C、重富川A、重富川

B、重富川C、重富川右支溪A、重富川左支溪A、重富川左支溪B、重富川左支溪C、重富川左支溪D、重富川左支溪E、四ノ戸川右支溪、四ノ戸川左支溪A、四ノ戸川左支溪B、四ノ戸川左支溪C、首名川左支溪、清水A、清水B、下足尾川A、下足尾川B、下足尾川C、下足尾川D、下足尾川E、下足尾川F、下足尾川G、下府川右支流右支溪A、下府川右支流右支溪B、下府川右支流右支溪C、下府川右支流右支溪D、下府川右支流右支溪E、下府川右支流右支溪F、下府川右支流右支溪G、下府川右支流右支溪H、下府川右支流右支溪I、下府川左支溪、下重富、下城A、下城B、下城C、下田野原川A、下田野原川B、下田野原川C、下田野原川D、下ノ原A、下ノ原B、昭見川右支溪B、昭見川左支溪A、昭見川左支溪B、浄光寺谷A、浄光寺谷B、浄光寺谷C、勝竜寺谷、尻切、治郎ヶ谷川、白角川右支溪A、白角川右支溪B、白角川右支溪C、白角川右支溪D、白角川右支溪E、白角川右支溪F、白角川右支溪G、白角川右支溪H、白角川右支溪I、白角川左支溪A、白角川左支溪D、白角川左支溪E、白角川左支溪F、白角川左支溪G、白角川左支溪H、白角川左支溪I、白角川左支溪J、白角川左支流左支溪、新梨、新屋溢、新屋敷浴、末広川、助三瀬戸、周布川右支溪B、周布川右支溪C、周布川右支溪D、周布川右支溪E、周布川右支溪F、周布川右支溪G、周布川右支溪H、周布川右支溪I、周布川右支溪J、周布川右支溪K、周布川右支溪L、周布川右支溪M、周布川右支溪N、周布川右支溪O、周布川右支溪P、周布川右支溪Q、周布川右支溪R、周布川左支溪B、周布川左支溪C、周布川左支溪D、周布川左支溪E、周布川左支溪G、周布川左支溪H、周布川左支溪J、周布川左支溪L、周布川左支溪M、周布川左支溪N、周布川左支溪O、周布川左支溪P、周布川左支溪Q、周布川左支溪R、周布川左支溪S、周布川左支溪T、周布川左支溪U、周布川左支流左支溪A、周布川左支流左支溪B、高内西河内A、高内西河内B、高内西河内C、高崎、高杉峠B、鷹ノ巣谷、瀧ヶ谷川A、瀧ヶ谷川B、瀧ヶ谷川C、瀧ヶ谷川右支溪A、瀧ヶ谷川右支溪B、瀧ヶ谷川左支溪、田代、辰ヶ迫谷川A、辰ヶ迫谷川B、谷川右支溪B、谷川右支溪C、谷川右支溪G、谷川右支溪H、谷川右支溪I、谷川左支溪A、谷川左支溪B、谷川左支溪C、谷川左支溪D、谷川左支溪E、谷川左支溪F、田野原川、田野原川右支溪A、田野原川右支溪B、田野原川右支溪C、田野原川左支溪、段田原谷、茶ノ谷川、茶ノ谷川左支溪、都川川、都川川右支溪C、都川川右支溪D、都川川右支溪E、都川川右支溪G、都川川右支溪H、都川川右支溪I、都川川右支溪J、都川川右支溪K、都川川右支溪L、都川川左支溪C、都川川左支溪D、都川川左支溪F、都川川左支溪G、都川川左支溪H、寺組谷、寺の奥、土井谷川、土井谷川右支溪A、土井谷川右支溪B、土井谷川右支溪C、堂ヶ迫背戸、堂迫谷、時佐屋川A、時佐屋川B、戸地川、戸地川右支溪、戸地川左支溪A、戸地川左支溪B、栃木川右支溪A、栃木川右支溪B、栃木川右支溪C、栃木川右支溪D、栃木川左支溪A、栃木川左支溪B、栃木川左支溪C、栃木川左支溪D、栃木川左支溪E、栃木川左支溪F、栃木川左支溪G、栃下谷川、十通り川、十通り川右支溪、中倉川、中郡下、中峠、長田川、長田川右支溪A、長田川右支溪C、長田川右支溪D、長田川左支溪A、長田川左支溪B、長田川左支溪C、長田川左支溪D、中の谷川A、中の谷川B、中の谷川C、中の原、仲三A、仲三B、仲三C、仲三E、長安川右支溪B、長安川右支溪C、長安川右支流左支溪A、長安川右支流左支溪B、長安川右支流左支溪C、長安川左支溪、七瀬川右支溪A、七瀬川右支溪B、七瀬川右支溪C、七瀬川左支流右支溪、七瀬川左支流左支溪、新屋谷川A、新屋谷川B、新屋谷川右支溪A、新屋谷川右支溪B、新屋谷川右支溪C、新屋谷川左支溪A、新屋谷川左支溪B、西河内川左支溪A、西河内川左支溪B、西の郷川、西ノ郷川右支溪A、西ノ郷川右支溪B、西ノ郷川右支溪C、西ノ郷川右支溪D、西ノ郷川右支溪H、西ノ郷川右支溪J、西ノ郷川右支溪K、西ノ郷川右支溪L、西ノ郷川右支溪M、西ノ郷左支溪、西ノ屋、新原、鍋田川、畑喰大谷川、畑喰谷川、畑喰谷川右支溪、畑喰谷川左支溪A、畑喰谷川左支溪B、畑喰谷川左支溪C、畑田原川、初付、浜田川E、浜田川右支溪A、浜田川右支溪B、浜田川右支溪D、浜田川右支溪G、浜田川右支溪I、浜田川右支溪J、浜田川右支溪K、浜田川右支溪L、浜田川右支溪M、浜田川左支溪A、浜田川左支溪B、浜田川左支溪C、浜田川左支溪D、浜田川左支溪E、浜田川左支溪F、浜田川左支溪G、浜田川左支溪H、浜田川左支溪I、浜田川左支溪J、浜田川左支溪K、早水川、早水川右支溪A、早水川右支溪B、早水川右支溪C、原田川、半場谷、東A、東B、東下久佐、東谷川、東谷川右支溪A、東谷川右支溪B、東谷川左支溪、日高A、日高C、日高川左支溪A、日高川左支溪B、日高川左支溪C、日南A、日南B、日南下、樋口奥A、樋口奥B、日ノ原、深笹川A、深笹川B、深笹川右支溪A、深笹川右支溪B、深笹川右支溪C、深笹川右支溪D、深笹川右支溪E、深笹川右支溪F、深笹川左支溪C、福屋川、藤ノ屋谷川、藤ノ屋谷川

左支溪A、藤ノ屋谷川左支溪B、藤ノ屋谷川左支溪C、藤本屋浴A、藤本屋浴B、二夕村A、二夕村B、二夕村C、古城谷、程原上A、程原上C、程原上D、程原上E、程原川右支溪A、程原川右支溪B、程原川右支溪C、程原下、本溢川、本郷川A、本郷川B、本郷川C、本郷川右支溪A、本郷川右支溪B、本郷川右支溪C、本郷川右支溪D、本郷川右支溪E、本郷川右支溪F、本郷川右支溪G、本郷川左支溪、本郷川左支溪A、本郷川左支溪B、本郷川左支溪C、本郷川左支溪D、本郷川左支溪E、本郷川左支溪F、本郷川左支溪G、本郷川左支溪H、本郷川左支溪I、本郷川左支溪J、本郷川左支溪K、本郷川左支溪L、本郷川左支溪M、本郷川左支溪N、本郷川左支溪O、本谷川、本明川右支溪A、本明川右支溪B、本明川右支溪C、本明川右支流右支溪、前家古屋川、前田川、松木、松木峠、丸場谷、満福寺、御神本、水上谷、三隅川右支溪B、三隅川右支溪C、三隅川右支溪D、三隅川右支溪E、三隅川右支溪F、三隅川右支溪G、三隅川右支溪I、三隅川右支溪J、三隅川右支溪K、三隅川右支流、三隅川左支溪A、三隅川左支溪B、三隅川左支溪C、三隅川左支溪D、道ヶ谷川、見張浴、美又谷川A、美又谷川B、宮ノ溢、深山谷川右支流右支溪、元谷A、元谷C、森迫谷川、森谷川、森谷川右支溪A、森谷川右支溪B、森谷川右支溪D、森谷川右支溪E、森谷川左支溪A、森谷川左支溪C、森谷川左支溪D、モリト、ハツ木川A、ハツ木川右支溪A、ハツ木川右支溪C、ハツ木川右支溪D、ハツ木川右支溪E、ハツ木川右支溪F、ハツ木川左支溪A、ハツ木川左支溪B、ハツ木川左支溪C、八戸川右支溪A、八戸川右支溪B、八戸川右支溪C、八戸川右支溪D、八戸川右支溪E、八戸川右支溪F、八戸川右支溪G、八戸川右支溪H、八戸川右支溪I、八戸川右支溪J、八戸川右支溪K、八戸川左支溪A、八戸川左支溪B、八戸川左支溪C、八戸川左支溪D、八戸川左支溪E、八戸川左支溪F、八戸川左支溪G、八戸川左支溪H、八戸川左支溪I、八戸川左支溪J、八戸川左支溪K、八戸川左支溪L、やなが谷、柳C、柳ヶ追、山下空、山根谷川、山根原、山根原下、山ノ内下B、山ノ内下C、山ノ内下D、柚根東谷川、柚根東谷川右支溪A、柚根東谷川右支溪B、弋連、横谷川右支溪、横谷川左支溪、夜無大溢、林蔵寺A、林蔵寺B、六歩谷A、六歩谷B、六歩谷C、六歩谷川左支溪A、六歩谷川左支溪B、六歩谷川左支溪C、六歩谷川左支溪D、六歩谷川左支溪E、和田大石谷川A、和田大石谷川B、和田大石谷川C、和田大石谷川D、和田町、弋手瀬戸、悪谷

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。)

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

石原谷、市井迫、市山後谷A、市山後谷B、市山城下、市山本谷A、市山本谷B、市山本谷C、市山本谷D、市山本谷E、市山本谷F、市山本谷G、市山本町A、市山本町B、糸谷A、糸谷B、糸谷C、糸谷D、猪の瀬、今田A、今田B、今田中、今田西、今田東、入野A、入野B、後山上A、後山上B、後山上C、後山下A、後山下B、後山下C、後山下D、後山下E、後山中、臼木A、臼木B、臼木C、渦巻、江尾A、江尾B、江尾C、江尾上の原、江尾西、江尾東、榎田A、榎田B、榎田C、榎谷、大見、大口A、大口B、大倉、岡田谷、萩屋谷、奥長戸路、押越、押手、小田上A、小田上B、小田上C、小田上D、小田上E、小田下B、小田下C、勝地A、勝地B、金尻、釜ヶ谷、上市、上大貫A、上大貫B、上大貫C、上大貫D、上口A、上口B、上谷A、上谷B、上谷C、上谷E、上谷F、上屋敷谷、甘南備寺谷、近原、小市山A、小市山B、小市山C、小市山D、小市山E、小松、古屋A、古屋B、坂本、笹畑A、笹畑B、笹畑C、鹿賀A、鹿賀B、鹿賀谷A、鹿賀谷B、鹿賀谷C、志谷北、志谷南、土田原、下大貫、下谷A、下谷B、下谷C、下の原A、下の原B、城山、高の巣A、高の巣B、高の巣C、高の巣D、高の巣E、田尻A、田尻B、田尻C、田津A、田津B、田津C、田津小原A、田津小原B、谷、月之夜A、月之夜B、天神郷A、天神郷B、天神郷C、天神郷D、天神郷E、堂庵山、中谷A、中谷B、中谷C、中谷D、長谷西A、長谷西B、長谷西C、長谷西D、長谷西E、長谷東A、長谷東B、長谷東C、長谷東D、長谷東E、長谷東F、長谷東G、長戸路A、長戸路B、長戸路C、長戸路D、長戸路E、長尾、南郷口A、南郷口B、南郷口C、南郷谷A、南郷谷B、仁万瀬、入原、狭間、花河原、日浦A、日浦B、日浦C、日浦D、引地、引谷、久

井谷A、久井谷B、久井谷C、久井谷D、久井谷E、久井谷F、日和並谷A、日和並谷B、日和並谷C、古市、松ヶ原A、松ヶ原B、三田地A、三田地B、三田地C、三田地D、三田地E、三田地F、三田地G、三田地H、三田地I、三田地J、三田地K、三田地L、三田地M、宮ノ谷、妙ヶ迫、名荷谷、妙見谷、元折A、元折B、八戸郷、八戸西A、八戸西B、八戸西C、八戸西D、八戸東A、八戸東B、八戸東C、八戸東D、八戸東E、八戸東F、八戸東G、八戸東H、山中上A、山中上B、山中郷A、山中郷B、山中郷C、山中郷D、山中郷E、山中西A、山中西B、山中西C、山中西D、山中西E、山中西F、山中東A、山中東B、山中東C、山中東D、山中東E、山中東F、養路谷、柳光、和田A、和田B、渡田A、渡田B、渡田C、渡田D、渡田E、渡田F、渡田G、渡田上、渡田下、渡、渡上、渡下

イ 土石流

油屋谷川、石原谷、石原谷川、市井迫谷川、糸谷ノ谷、糸谷ノ谷、糸谷ノ谷、糸谷ノ谷、糸谷川、猪ノ瀬谷、今田ノ谷、今田宮の谷川、牛ノ市川、後谷ノ谷、後谷ノ谷、後山A、後山B、後山志谷川、白木ノ谷、白木ノ谷、白木ノ谷、渦巻ノ谷、渦巻谷川、榎谷ノ谷、榎谷川A、榎谷川B、大貫谷川、大口ノ谷、大久保谷川、大倉ノ谷、大滝谷、大田屋谷川、大貫宮の谷川、岡田谷川、奥迫谷川、奥長戸路A、奥長戸路B、奥長戸路谷、小原谷、鍛冶屋谷川A、鍛冶屋谷川B、鍛冶屋谷川C、金尻ノ谷、金尻ノ谷、金尻ノ谷、金尻ノ谷、上大貫ノ谷、上大貫ノ谷、上大貫ノ谷、上大貫ノ谷、上口ノ谷、上口ノ谷、上口ノ谷、上口ノ谷、上笹畑ノ谷、上谷ノ谷、上谷ノ谷、上谷ノ谷、上屋敷谷川、紙屋谷川、川越ノ谷、管掛谷川、甘南備寺川、観音滝、近原ノ谷、近原ノ谷、蔵屋谷川、小市山谷A、小市山谷B、紺屋谷川、小谷川、小松谷、坂本ノ谷、坂本ノ谷、先目谷川、迫谷川、迫ヤ段谷川、迫ヤ向谷川、佐土屋谷川、鹿賀ノ谷、鹿賀ノ谷、鹿賀谷川A、鹿賀谷川B、仕田原、下笹畑ノ谷A、下笹畑ノ谷B、下笹畑ノ谷、下谷ノ谷、下谷ノ谷、下谷ノ谷、下谷ノ谷、下ノ原ノ谷、下ノ原ノ谷、下寿屋谷川、下横階谷川、正泉寺川、新屋敷谷、杉尾谷川、大名神谷川、高納屋谷川、滝尻川、田津ノ谷A、田津ノ谷B、田津ノ谷、田津ノ谷、田津ノ谷、玉川、谷地迫谷川、月ノ夜ノ谷、月ノ夜ノ谷、月ノ夜ノ谷、つづら川、天神川、天神郷ノ谷、堂の段谷川、中上谷川、長谷ノ谷、長谷A、長谷B、長谷ノ谷、長谷ノ谷、長谷ノ谷、長谷川A、長谷川B、長谷西ノ谷、中田屋谷川、長戸路川、長道谷川、南郷屋ノ谷、南郷屋ノ谷A、南郷屋ノ谷B、南郷屋ノ谷C、仁万瀬ノ谷、仁万瀬ノ谷、入原ノ谷、野田谷川、浜井場谷川、浜田屋谷川、日浦谷A、日浦谷B、引谷A、引谷B、引谷C、久井谷、久井谷川A、松屋谷、平野ノ谷、平野谷川、広谷川、日和川、日和並ノ谷、日和並ノ谷、冬見谷川、法福寺谷川、法福寺向谷、仏谷川、本谷ノ谷、本谷ノ谷、本谷ノ谷、枕の滝川A、枕の滝川B、松浦谷川A、松浦谷川B、松島谷川、水屋川、三田地ノ谷、三田地ノ谷、三田地ノ谷、三田地ノ谷、三田地川A、三田地川B、三田地川C、三田地川D、妙見谷川、妙楽寺谷川、元折ノ谷、元折ノ谷、森山谷川、弥重向谷川、八戸ノ谷、八戸ノ谷、八戸川A、八戸川B、柳谷川、山口谷川A、山口谷川B、山口谷川C、山口谷川D、山口谷川E、山口谷川F、山口谷川G、山口谷川H、山口谷川I、山口谷川J、山口谷川K、山重谷川、大和屋谷川、山中川A、山中川B、山中西A、山中西B、湯谷川、養路谷川A、養路谷川B、柳光谷川、和田ノ谷、和田川、渡かじや谷、渡川A、渡川B

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成20年 2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
3・5・5号 中島染羽線	益田市駅前町口241 - 2	益田市駅前町9 - 3	メートル 19.0	メートル 177.0	平成20年2月6日 第1号
3・5・5号 中島染羽線	益田市駅前町9 - 3	益田市駅前町9 - 3	9.5	6.0	平成20年2月6日 第1号
3・3・1号 益田停車場線	益田市駅前町9 - 3	益田市駅前町9 - 3	7.0~0	7.0	平成20年2月6日 第1号

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東出雲町出雲郷西土地区画整理組合理事長錦織邦雄から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成20年2月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 石倉 保雄 八束郡東出雲町大字出雲郷1711番地
- 石原 春美 八束郡東出雲町大字出雲郷17番地
- 石原 弘 八束郡東出雲町大字出雲郷13番地25
- 古藤 政宣 松江市大海崎町364番地1
- 周藤 重雄 八束郡東出雲町大字出雲郷1740番地
- 錦織 邦雄 八束郡東出雲町大字出雲郷1715番地
- 野津 哲雄 八束郡東出雲町大字出雲郷22番地7

正 誤

平成19年12月18日付け島根県報第1,941号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から6	鹿足郡津和野町左鐙字横島2057 - 20、字小河2444 - 28、字下小河2441 - 32、2441 - 33、2441 - 35から2441 - 37まで	鹿足郡津和野町左鐙字横島2057 - 20（次の図に示す部分に限る。）、字小河2444 - 28、字下小河2441 - 32、2441 - 33、2441 - 35から2441 - 37まで
	下から2	道路用地とするため	道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）